

全教委連第161号
平成28年9月6日

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 望月 禎 様

全国都道府県教育長協議会
会長 中井 敬三

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議中間まとめ
に対する意見について

平成28年7月21日付け28初教科第25号で依頼のありました標記の件
について、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 新しい学びの在り方や教育の情報化の進展等を踏まえた今後の教科書の意義・役割について

我が国の教科書は、児童生徒の基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するために基準となる教材であり、義務教育諸学校における全ての児童生徒への無償給与をはじめ、これらを可能にしたきわめて精緻に構築された現行の教科書制度と併せ、今後とも児童生徒の学力保障における基盤としての役割・意義は揺るぎない位置にあることは、指摘のとおりであり、新しい学びの在り方や教育の情報化の進展等を踏まえた際にも、その意義・役割は変わらないものとする。

一方、情報化の進展がもたらす加速度的な社会の変化を踏まえ、自らが問題意識をもち、正解のみならず最適解を追究し、主体的に問題の解決に向かう素地を育む意味で、学校教育においては、これまでの学習指導の方法に固執することなく、ICTを積極的に活用した多様な学習方法を取り入れ、児童生徒の多様な考えや表現、学習活動等を引き出すことも必要である。

このことは、学校教育のみならず、個人の学習の在り方にも変化をもたらす、既に実生活における現在の学習方法は、個人の理解度や条件により様々な方法から選択できる環境になりつつあるため、紙の教科書のもつ意義・役割、性質を改めて確認するとともに、デジタル教科書やデジタル教材の今後の可能性について、利便性と留意点を整理した上で、その意義・役割を早急に明確化する必要がある。

2 デジタル教科書の導入について

デジタル教科書の導入により、紙の教科書では実現し得ない動画や音声等のコンテンツ等、学習活動や表現方法の多様化が進み、主体的な学びが促進されることが予想され、中間まとめにも示されている外国語教育はもとより、国語科における音声言語に関する学習や、技術・家庭科、保健体育科、図画工作科、美術科等の各教科における視覚的な教材の活用が期待できる。ただし、紙とデジタルの併用を既に実施している県によると、高校生（特別支援学校高等部の生徒を含む）、教員それぞれから、従来の紙の教科書をベースにした学習の良さを認める声もあり、デジタル一辺倒となることには懸念するところである。

3 デジタル教科書の導入により見込まれる教育的な効果・影響、健康面への影響等について

デジタル教科書には、紙の教科書と比べて、多くの情報を掲載することができ、児童生徒の多様な学習ニーズに応えることができるとともに、紙の教科書にはない動画や音声等のコンテンツや、拡大・書き込み、検索、しおり等の機能を活用することで、児童生徒の学びの充実が期待できるものと考えられる。

一方、健康面への影響については、特に義務教育段階から長時間のデジタル機器の使用及び動画や音声等のコンテンツや機能に依存する状況を想定した場合には、視力や頸椎、脳の発達等に与える健康上の問題、さらには情緒や感情の形成への影響が考えられるため、中長期的な調査等による検証が必要である。

4 デジタル教科書の使用の在り方について

(1) デジタル教科書の使用形態について

現行制度上、デジタル教科書は紙の教科書に準ずる教材として位置付け、紙の教科書と併用することでこそ効果を引き出すものと考えられる。中長期的には、従来の紙の教科書の役割・意義を踏まえつつ、新しい学びの在り方、情報化の進展等に則したデジタル教科書の使用形態を検討していくことが望ましい。

なお、中間まとめに示された具体的な使用形態の「(2)紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、学習内容に応じて、教科の一部（単元等）の学習に当たって、デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用する」ことや、「(3)全ての教育課程の履修に当たって、デジタル教科書を主たる教材として使用し、必要に応じて、補助教材としてのみ紙の教科書を使用する」ことを実現するためには、各学校のICT環境や学校の設置者の財政的負担、維持管理等による継続的な人的支援等の充実など諸条件の整備が先決である。

(2) 紙の教科書と併用する場合のデジタル教科書の使用範囲について

デジタル教科書の使用の程度は、学習内容、学習形態に応じて学校の設置者が判断すべきと考える。

なお、持ち帰り可能な個人用端末が利用できるかどうかは、デジタル教科書の使用の程度に大きな影響を与え得る。持ち帰り可能な個人用の学習用端末が用意されない間は、デジタル教科書に傍線を引くなどした学習活動を児童生徒が振り返ることができるような手立て(紙の教科書も持参させて記入させる、ワークシートを活用するなど)が必要となる。また、持ち帰り可能な個人用の学習用端末を利用する場合でも、ネットワークへの接続の有無や接続形態により、使用の程度が異なってくることから、その研究も必要である。

(3) 学校段階による差異の設定、教科等による学習内容の特性への配慮について

デジタル教科書の使用については、心身の発達の段階を踏まえるべきなどの意見がある。一方、各学校段階、各教科等に応じて、その特長を生かして様々に用いることができるようにすべき、紙の教科書と併用する場合において特に差異を設ける必要はなく、使用場面において学習内容の特性等に配慮すべきなどの意見がある。

教科等による学習内容の特性への配慮については、各教科の特性に応じ、紙の教科書にデジタルコンテンツが有効な具体的箇所や活用方法等が示されることが望ましい。

(4) 教科書検定制度との関係について

具体的な使用形態の(2)を前提とした場合、検定を経た紙の教科書を前提に制作されたデジタル教科書は、学習内容としては同一であるとして、改めて検定を経る必要はないことについては、中間まとめのとおりである。しかしながら、各教育委員会における採択時の負担を少しでも減らすためにも、紙の教科書と同一かどうかの確認、媒体の違いによる表現の違う部分の妥当性等については、国の検定対象とすべきであり、その他、教科書採択に係る教育委員会の負担が増えないよう十分な検討が必要である。

紙の教科書では実現し得ないデジタル教科書の動画や音声等のコンテンツは、他の部分とは区別し、検定の対象とすることが適当である。また、デジタル教科書のみの場合にはこれをもって教科書とする位置付けになることから、検定の対象とするのが適当である。

5 デジタル教科書と教科用特定図書等との関係について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、障害のある児童生徒が自己の能力を最大限発揮するために、適切な「合理的配慮」の提供を行うことが求められており、次期学習指導要領においては、通常の学級においても、障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前

提に、全ての教科等の学習過程において想定される困難さに対応した指導の工夫の意図や手立てが具体的に例示されることとなっている。

障害のある児童生徒の学びの困難さを改善する上で、デジタル教科書が導入される意義は大変大きなものであり、多様な障害のある児童生徒一人一人が活用しやすいように、デジタル教科書の良さを最大限に発揮できるようにするための様々な工夫が期待される。

一方、これまで活用されてきた拡大教科書や点字教科書等の教科用特定図書等についてもデジタル教科書では補えない教育効果があることから、一人一人の障害の状況や教育的ニーズに基づいた教育を一層推進するために、デジタル教科書導入後も、教科用特定図書等の製作・普及を行う現行の仕組みを維持するとともに、より充実させるための研究・開発を行うことに賛成である。

特に、附則9条本としての取扱いであれば、他のデジタル教科書に先行して導入することが可能であると考えられ、費用負担の在り方も含め、積極的な検討を期待したい。また、個々の障害特性に応じたデジタル教科書の良さを最大限に発揮させるための様々な研究が進められることを期待する。

6 デジタル教科書と一体的に使用するデジタル教材の制作又は使用に当たって留意すべき点について

各教科書発行者が発行した本編教科書との整合性や互換性の担保のほか、検索機能や関連情報へのジャンプ機能、学習履歴の管理機能等、デジタルであることの利点を充実させることが必要である。

デジタル教科書の利点は、複合メディアを統合する点にあり、したがってデジタル教材との併用により、紙の教科書では得られなかった学びの広がりや深まりが期待される。

一方で、疑似体験や映像または音声等により、これまでの実践的・体験的な学習が過度に代替されたり、授業を行う教員が自らの演示や発音を教材に替えたり、あるいは時間的制限からこれらを実施しない等、デジタル教材の活用方法に十分注意を向け、児童生徒の実践的・体験的な学習活動の保障には十分な配慮が必要である。

また、デジタル教科書とデジタル教材の使用には、情報セキュリティ等、セキュリティポリシーを明確にした運用が求められる。さらに、学校の設置者が監督するネットワークを使用したデジタル教材の利用等においても、指針に基づいた教育委員会による判断が必要であり、また、インターネット経由での家庭での利用については、保護者の理解を必要とするため、都道府県や市町村、保護者等関係者による意見聴取や協議などの場を設定し、慎重に議論していく必要がある。

7 デジタル教科書の導入に際しての課題や留意点等について

(1) 導入時期について

次期学習指導要領の実施に合わせたデジタル教科書の導入について、学校によって周辺整備に大きな差が生じている状況下においては、学校や地域格差を生じないように配慮が必要であり、そのための措置等について、義務教育の機会均等の趣旨を十分に踏まえ公平性を確保できるよう制度の改正も含めて十分検討することが求められることから、拙速な導入は適当とは言えない。

(2) 児童生徒及び保護者の立場からの検討について

デジタル教科書の導入に当たっては、児童生徒の立場からの受け止めに加え、仮に保護者への負担が生じる場合には、幅広く保護者の立場からの受け止めや政府として取り組んでいる子供の貧困対策の視点にも十分に配慮した上での検討が必要となる。

デジタル教材についても、これまでの学習ドリルやワークと同様に、保護者に費用負担を求めるか否かについても一定の議論、統一した指針が必要と考える。そのため、保護者等から広く意見を徴するなど一層の検討が必要である。

(3) 教科書採択について

教科書採択に当たって、デジタル教科書の内容・質が重要な観点となる。教科書発行者による「過大な宣伝行為」と児童生徒の指導に生かすための「教科書の特徴を知る機会」との区別・判断に、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会はもとより、現場の教員は今以上に迷うことが予測されることから、デジタル教科書の採択事務手続きや採択に当たっての調査研究に関する留意事項等について、公的な「説明会」の開催やガイドラインの策定等、公正・公平で分かりやすい仕組みを整え、周知していくことが必要である。

なお、具体的な使用形態の(1)を前提とした場合、高校教科書の問題がある中で、教科書会社が発行する教材の取扱いには、採択権者におけるこれまで以上に慎重な対応が求められるところであり、教材としてのデジタル教科書の内容について教科書採択の判断や採択基準においてどこまで考慮し得るかについては、十分な検討が必要である。

(4) 教員の指導力向上について

教員のICT活用能力には依然として大きな差があり、現状では、研修等により質の向上を図っているところであるが、研修によってのみ向上を図るには限界がある。したがって、今後の教員養成課程の在り方として、一定の実践的なICT活用能力の育成要件を満たしていることを必須とする等、中長期的な検討が必要である。

(5) 費用負担について

義務教育諸学校では、「現行の紙の教科書と同様にデジタル教科書も無償措置する」という条件下にあって初めて、具体的な使用形態の(2)、(3)を導

入しようとする今回の議論は成立する。そうでなければ、「『教材としての』デジタル教科書」導入については教育委員会の裁量に委ねるべきである。

なお、「『教材としての』デジタル教科書」導入であっても、導入により学習効果に差が生じる前提であるならば地方公共団体の財政力により格差が生じることをないようにすべきであり、国による「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」による地方財政措置が平成29年度までとされていることから、全ての児童生徒が適切にデジタル教科書を利用することができるように、国による財政的な支援措置は不可欠である。一方、高等学校についても生活保護の対象にすることや高校生等奨学給付金を増額するなど、低所得者世帯等に対して十分に対応していくことが議論の前提となる。

また、学校単位や市町村単位での導入に際しては、セットアップの簡便さとDRM（デジタル著作権管理）等デジタル教科書データ保護の工夫が必要である。